

## 平成 25 年度におけるインターネット中継の導入手法について（委員長案）

### 【提案要旨】

議会におけるインターネット中継については、本会議のほか、常任委員会など全ての会議を対象とすべきとする意見もあるが、委員会室における音響設備や操作人員の確保といった環境整備に関する課題を整理する必要があると認識している。

また、ユーストリームなどの動画共有サービスの活用については、不穏当発言への対応やデータの適正管理に関する課題整理が不十分であることから、当委員会において、想定される発生課題への対応等について、更に協議を重ねる必要があると認識している。

以上のことから、平成 25 年度は、本会議のインターネット中継を先行的に実施することを提案する。

### 【中継種別】

#### ■ ライブ中継

▽本会議の様態を、そのままライブで配信する。加工、編集は一切なし。

#### ■ 録画中継

▽本会議の様態を、録画で配信する。不穏当発言の削除など、必要な加工、編集を施すものとする。配信開始時期及びその内容は次の通りとする。

(1) 概ね 3 日後 … 1 日単位のファイルを公開

(2) 概ね 1 週間後 … 通告要旨中項目ごとにファイルを細分化し公開

(3) 概ね 2 ヶ月後 … 会議録公開に併せ、会議録検索システムとリンクさせる

※ 不穏当発言とは、個人が特定される発言や言い間違いなどで、議会が発言の取消しや訂正を認めたものとする（会議規則第 63 条）

### 【実施時期】

平成 25 年度当初予算で事業費を確保し、例年招集される 5 月臨時会で試行運用し、6 月定例会から本格運用する。

### 【検討が必要な事項】

#### ■ 会議録との整合について

会議録にリンクした録画中継となることから、会議録から削除、あるいは訂正された発言への対応について、ルール化しておく必要がある。